

ため池整備工事(特別対策型)

(ため池等整備事業)

◆事業の内容

- ① 災害発生の防止等が必要なため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替ため池の新設及び附帯施設の整備
- ② ため池再編総合整備計画に基づき実施する複数のため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替ため池の新設及び附帯施設の整備
- ③ 中山間地域において、築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する単一又は複数の旧農業用ため池の廃止又は変更及びこれらの附帯施設の整備
- ④ ①又は②及び③と併せ行う農作物等の生育阻害等を防止する工事
- ⑤ ①又は②及び③と併せ行う管理施設の整備
- ⑥ ため池利活用保全整備工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - a ①又は③と併せ行うため池の保全及び利活用上必要な施設の新設又は変更
 - b ②又は③と併せ行うため池の保全又は周辺環境の整備を行うために必要な施設の新設又は変更
 - c 地域防災のための施設の整備であって、①、②若しくは③と併せ行うもの又は③を過去に実施したため池において行うもの
 - d ①、②又は③と併せ行う地域資源の有効活用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土として利用するための処理
- ⑦ ため池保全体制整備事業であって、①、②又は③（③のうち旧農業用ため池の廃止のみを行う場合を除く。）と併せ行うもの

◆実施基準、実施主体

①・④・⑤・⑥・⑦の工事

() は中山間地域における①の工事

区分	事業主体	受益面積		事業費	
大規模	県	100ha以上※	(70ha以上)	8,000万円以上	(3,000万円以上)
	団体	60ha以上※	(20ha以上)	8,000万円以上	(3,000万円以上)
小規模	県	10ha以上※	(5ha以上)	800万円以上	(800万円以上)
	団体	10ha未満※	(10ha以上)	800万円以上	(800万円以上)

旧農業用ため池の整備・改修を行う場合の事業主体は県、市町

※ため池並びにその附帯施設及び管理施設に係るものの場合。

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL : 083-933-3423

FAX : 083-933-3429

E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp

※詳細については、交付要綱 別紙による。